

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月10日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第10号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(総務課) 第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) <u>被疑者取調べの適正化のための監督</u> に関する事 こと。 (6) [略]	(総務課) 第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置</u> に関する事 こと。 (6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。